猶予の申請の手引

税　務　署

国税の猶予制度のあらまし

国税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞税がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、国税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、税務署に申請することにより、財産の換価（売却）や差押えなどの猶予が認められる場合があります。

1　換価の猶予

国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

2　納税の猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって国税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から１年以上経って納付すべき税額が確定した国税を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて納税が猶予される制度です。

猶予の効果

⇒ 換価の猶予が認められると…

①　既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。

②　差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。

③　換価の猶予が認められた期間中の延滞税が軽減されます。

⇒ 納税の猶予が認められると…

①　新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。

②　既に差押えを受けている財産がある場合には、税務署に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。

③　納税の猶予が認められた期間中の延滞税が軽減又は免除されます。

○　申請書は、e-Tax で作成・提出することができます。

○　スマホ・タブレットから e-Tax ソフト（WEB 版）をご利用いただけます。

e-Tax ソフト（WEB 版）はこちら

《ログイン》　　**《申請方法》**

令和６年 11 月

手続の流れ

○　猶予を受けるための要件の確認

①　換価の猶予（⇒３ページ）

国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする国税の納期限から６か月以内の申請により**換価の猶予**を受けることができます。

②　納税の猶予（⇒27 ページ）

災害、病気、事業の休廃業などによって、国税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により**納税の猶予**を受けることができます。

また、本来の期限から１年以上経って納付すべき税額が確定した国税を一時に納付することができないと認められる場合は、その国税の納期限までに申請することにより、納税の猶予を受けることができます。

○　申請書等の提出（換価の猶予の申請の場合⇒４ページ、納税の猶予の申請の場合⇒28 ページ）

「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」に、必要な書類を添付して、所轄の税務署に提出します。

- 「換価の猶予申請書」の書き方 …… ７ページ
- 「納税の猶予申請書」の書き方 …… 29 ページ
- 「財産収支状況書」の書き方 …… 10 ページ
- 「財産目録」の書き方 …… 16 ページ
- 「収支の明細書」の書き方 …… 21 ページ

書式のダウンロードはこちら

《換価の猶予》　**《納税の猶予》**

※　上記の書式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

○　提出された申請書等の審査（⇒４ページ）

税務署では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の許可・不許可や、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

○　猶予が許可された場合（⇒５ページ）

猶予が許可された場合は、税務署から「猶予許可通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおりに納付してください。

○　不許可となる場合（⇒５ページ）

一定の場合には、猶予が許可されないことがあります。この場合には、税務署から「猶予不許可通知書」が送付されます。

○　完納

本税の全額が納付された場合は、猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。

○　猶予の取消し等（⇒６ページ）

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されたりすることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。